

総 税 都 第 1 0 号
令 和 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第137号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）は令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添1「新旧対照表」のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからチまでに掲げる規定以外の規定 令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税、令和6年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税又は事業税、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税及び同日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税並びに同日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税

ロ 第1章18 令和7年1月1日以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金

ハ 第1章43 令和7年1月1日以後にされる保全差押金額の決定

ニ 第2章5及び12の2 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の4月1日が属する年度以後の年度分の個人の道府県民税

ホ 第2章50（16）（「法附則8⑪・⑫」を「法附則8⑬・⑭」に改める部分

を除く。) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和6年法律第
号)の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税

へ 第2章53の5及び53の6 令和6年4月1日以後に終了する事業年度分の
法人の道府県民税

ト 第3章1の2((5)から(7)までを除く。)、4の2の17、4の6の3、
4の6の4、4の6の9、4の6の10、4の10、4の11及び6の9 令和
7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税

チ 第3章1の2(5)から(7)まで、2の2の1、5の4及び6の25 令和
8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始した事業年度分の法人の
事業税についての第3章1の2の規定の適用については、別添2「読替表」の「読替
前」欄の下線部は「読替後」欄の下線部に読み替えるものとする。